

資産税のタックス・プランニングへの影響大！

外国籍を利用した 贈与税回避スキームを封じ込め

財務省は、平成25年度税制改正において、外国籍を利用した相続・贈与税回避スキームを封じ込める方針だ。内容は、外国籍をもつ受贈者（相続人）が日本国内に居住する贈与者（被相続人）から取得した国外財産を新たに相続・贈与税の課税対象とするもの。子や孫等に外国籍を取得させ、国外財産への課税を免れるような租税回避事例が生じていることを受けて、11月14日の政府税制調査会において、税制当局である財務省が提案したものだ。相続・贈与税が課税されない範囲が狭まるものだけに、資産税のタックス・プランニングを専門とする実務家にとっては、影響が大きい項目といえる。

国内居住者から贈与等により取得した国外財産を課税対象に

非居住者への贈与スキーム、12年改正で封印

相続・贈与税の租税回避スキームという、いわゆる武富士事件が記憶に新しいところだ。スキームは、武富士の元会長（居住者）が非居住者である長男（日本国籍）に対して、国外財産（外国会社株式）を贈与するというもの。当時（平成11年）の相続税法では、非居住者が取得した国外財産に対して贈与税が課税されないこととされていたが、このようなスキームの横行が問題視され、平成12年度税制改正において、贈与者（被相続人）または受贈者（相続人）のいずれかが

過去5年以内に日本国内に住所を有していたことがあれば、たとえ受贈者（相続人）が非居住者であったとしても、相続・贈与により取得した国外財産に対して相続・贈与税が課税されることとなった。

財務省、外国籍利用の贈与税回避を問題視

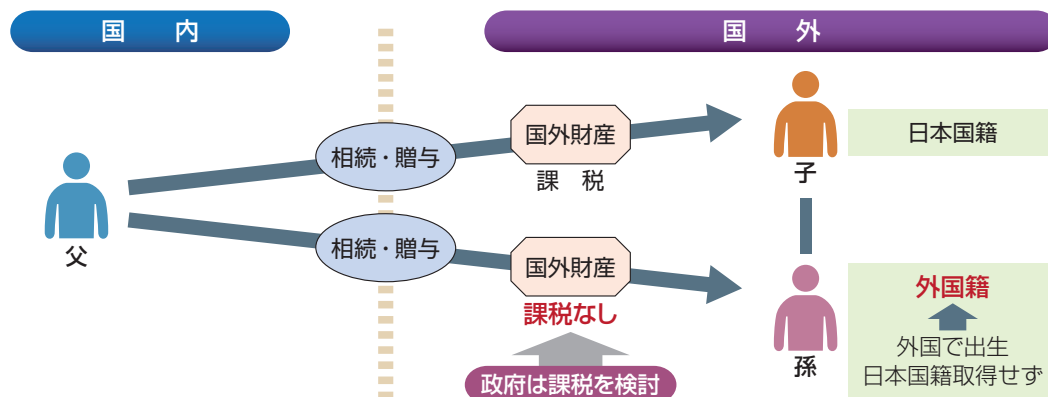
平成12年度税制改正において、非居住者へ国外財産を贈与するスキームがシャットアウトされたことを受けて、近年では、相続・贈与税の負担回避を図るタックス・プランニングとして、受贈者や推定相続人の国籍を外国籍化するという手法が利用されることに

外国籍の孫へ信託受益権を贈与、名古屋地裁は国側敗訴の判決

この事案は、納税者の祖父が、米国州法に準拠して米国籍のみを有する納税者（孫）を受益者とする信託を設定したことが、祖父から孫への贈与に当たるかどうかで争われたもの。裁判では、納税者の生活の本拠や信託財産の所在地なども争点とされた。裁判所は、納税者は、信託設定時に利益を現に有する地位にあるとはいえず、当時の相続税法4条1項（現在は同法9条の2①）にいう「受益者」にはあたらないと判断。納税者の住所や信託財産の所在地などを判断するまでもなく、課税当局の更正処分は違法であると結論付けられた（本誌413号40ページ参照）。

【図表】 国外に居住する相続人等に対する相続税・贈与税の課税の適正化

- 相続人等が国外に居住している場合において、その相続人等が日本国籍を有するときは、国外財産についても課税される一方で、日本国籍を有しないときは課税されない。
- 子や孫等に外国籍を取得させることにより、国外財産への課税を免れるような租税回避事例が生じていることから、相続税・贈与税の納税義務の範囲について検討。



【相続税・贈与税の納税義務の範囲（現行）】

被相続人 贈与者		相続人 受贈者	国外に居住		
			国内に居住	日本国籍あり	
				5年以内に 国内に住所あり	左記以外
国内に居住	5年以内に 国内に住所あり			国内財産 国外財産 ともに課税	国内財産 のみ課税
	上記以外				
国外に居住	5年以内に 国内に住所あり				
	上記以外				



（出典：政府税制調査会資料に基づき編集部が作成）

なった。最近では、居住者である祖父が外国籍を持つ孫に対して、信託受益権（信託財産は米国債等）を贈与した事例が記憶に新しい。

今回の財務省の提案は、このような子や孫等に外国籍を取得させ、国外財産への課税を免れるような租税回避スキームを封じ込めることを目的とするものだ。

具体的な内容は、外国籍をもつ受贈者（相続人）が日本国内に居住する贈与者（被相続人）から取得した国外財産を新たに相続税・

贈与税の課税対象とするもの（図表参照）。

野田首相が急遽衆議院を解散するなど、平成25年度税制改正の行方に不透明さが増しているところではあるが、今回の内容は、税制当局である財務省が課税の適正化の観点から提案するものであるだけに、実現の可能性は高いといえる。

相続・贈与税が課税されない範囲が狭まる内容であるだけに、資産税のタックス・プランニングを専門とする実務家にとっては、影響が大きい項目といえそうだ。